

3月7日、10日に各常任委員会を、17・19・20・24・25日に予算審査特別委員会を開催し、付託された議案等を審査しました。

委員会審査概要

総務

◎議案第8号

質 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、消防法に規定される施設の申請手数料が改定されることになるが、四街道市ではどれくらい収入増を見込んでいるのか。

答 四街道市においては、1,000キロリットル以上の該当となる施設がないことから、収入における増減等は発生しない。

◎議案第9号

質 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、今回の改正は消防法施行令の引用条項の範囲が変わっただけと理解してよいのか。

答 今回の改正は、検定と自主表示があるが、消防ホース、結合金具、漏電火災警報器の3点が検定から除外され、住宅用火災警報器が自主表示から検定に変更されたものである。



環境経済

◎議案第10号

質 四街道市営霊園条例の一部を改正する条例の制定について、遺骨を合同墓に埋蔵する期間はどのようになっていくのか。

答 ロッカー式の納骨棟へ埋蔵した遺骨については20年安置し、その後今回できた合同墓へ移すことになり、合同墓は永年預かることになる。

質 合葬式墓地使用料は、20年分の使用料と理解してよいか。

答 申し込み時にいただく使用料は、20年分の納骨棟の使用料と合同墓の使用料であり、納骨棟の使用を延長する場合は、別途いただくことになる。

◎議案第19号

質 平成26年度四街道市霊園事業特別会計予算について、以前霊園内の樹木が細菌性の病気により枯れたということがあったが、その後どのようになったか。

答 伐採するしか手だてがないことから、緊急的に伐採をしたが、まだすべてを伐採

し切れていないため、26年度予算に樹木伐採委託料として計上している。

質 一般墓地改修工事については、返還分の8基を整備し、5基を募集することのことだが、詳細な説明を。

答 一般墓地改修工事は、一度使用された後に返還された一般墓地8基について、地下のカロートの交換工事を行うもので、26年度に募集する5基については一度も使用履歴のない墓地である。また、一度使用した後に返還され、改修工事を行う8基は、27年度以降の募集になる。

建設

◎議案第5号

質 四街道市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の制定について、市街化調整区域の開発についての規制は、これまで指導要綱に従っていたものを条例化したことで何が変わるのか。

答 条例化により最低敷地面積が165平方メートルになる。また、道路関係では政令で定めている小区間で通行

上支障がない場合は4メートルであるが、条例では6メートルとなる。

◎議案第17号

質 平成26年度四街道市公営企業会計に移行することになったが、一般会計からの繰り入れはどのようになるのか。

答 公営企業会計になってからも認められている繰入金はお願いすることになる。また、事業債についてはそのまま公営企業会計に移行することになる。

◎議案第22号

質 平成26年度四街道市水道事業会計予算について、予算と決算の給水戸数の対象が違う理由は。

答 決算では県の常住人口をもとに普及率を算出するため、生活用の実際の世帯数で算出するが、予算は収益を算出する関係で、全ての件数で計上することになる。

質 石綿管の入れかえ工事は、物井、吉岡地区が終了すれば、全て入れかえが終了すると理解してよろしいか。

答 現在管網図等で把握している管については、平成26年